

意見書第4号

有明海の再生につながる開門調査の早期実現を求める意見書

現在の有明海の状況をみると、ノリ養殖は9年連続で生産日本一となるなど、順調な生産が続いているように見えるが、鹿島地先漁場では赤潮の発生により、早い時期からノリの色落ちが起きるなど、漁業者は毎年綱渡りでノリ養殖を行っている状況にある。

また、サルボウやタイラギなどの貝類は、夏場の貧酸素水塊の発生により大量斃死が確認され、漁獲量の減少が続いている。

こうした状況に漁業者は今後も漁家経営を継続していけるか大きな不安を抱いており、一日も早い有明海の再生のため、開門調査の早期実施を強く望んでいるところである。

一方、諫早湾干拓事業に係る潮受堤防の排水門については、平成22年12月に福岡高等裁判所の控訴審判決が確定し、国には平成25年12月までに開門することが義務付けられているにもかかわらず、一向に調査実施に向けた工程が示されていない。

さらに現在、農林水産省は開門方法については制限開門のケース3-2を基本として関係者と話し合いを行っていく方針を示しているが、漁業者をはじめ佐賀県関係者は、この方法で有明海の再生につながる成果が得られるのか、強い疑問を持っている。来年12月の調査実施まで、期限は刻々と迫っている。

我々は、開門調査は関係者の共通理解のもと真に有明海再生を図るための調査として実施されることが最も重要と考えており、開門方法は段階的開門から実施し、最終的には全開門としたうえで有明海再生につながる開門調査の早期実現を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成24年6月22日

佐賀県鹿島市議会

衆議院議長	横路孝弘	様
参議院議長	平田健二	様
内閣総理大臣	野田佳彦	様
農林水産大臣	郡司彰	様
環境大臣	細野豪志	様
法務大臣	滝実	様
内閣官房長官	藤村修	様